



TOKIO MARINE
ASSET MGT

2021年1月28日

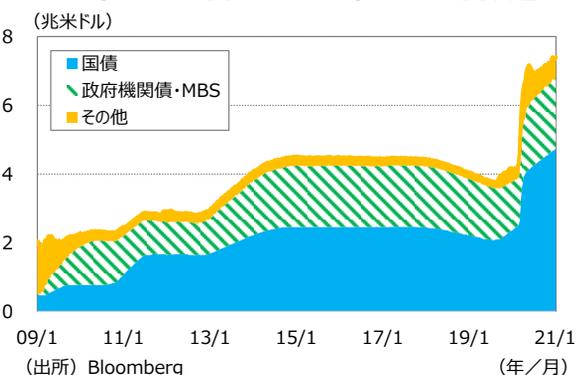
～FOMC（2021年1月）～ 現行の金融政策運営の維持を決定

東京海上アセットマネジメント

現行の金融政策運営の維持を決定

FRB（米連邦準備制度理事会）は1月27、28日（日本時間）に開催されたFOMC（米連邦公開市場委員会）における決定を公表した。内容は前回の12月会合から変更はなく、FF金利の誘導目標（0-0.25%）を据え置き、資産購入も引き続き米国債を月800億米ドル、住宅ローン担保証券（MBS）を同400億米ドルのペースで行うことを継続する（図表1）。

【図表1 FRBのバランスシートの推移】
2009年1月14日～2021年1月20日、週次

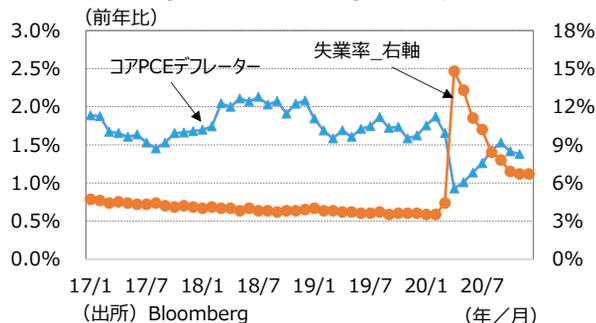


現行の資産購入ペースの継続を改めて表明、強調

声明文公表後に行われたパウエルFRB議長の記者会見では、経済見通しについて「経済活動と雇用の回復ペースはここ数カ月間で鈍化し、パンデミックによって最も悪影響を受けた業種が特に脆弱になっている」とやや楽観的なトーンが示された12月の会合に比べ、慎重な見方が示された。

経済見通しに対する変化を受けて、「委員会の目標である最大限の雇用と物価安定に向け一段と顕著な進展があるまで資産購入ペースを維持する」とも改めて表明した。1月7日（日本時間）に公表された12月会合の議事要旨などでは、一部のFOMC参加者による年内テーパリング（資産購入買入れの縮小）の可能性に関する議論が明示されていたが、パウエルFRB議長は早期のテーパリングをけん制した格好だ。

【図表2 コアPCEデフレーターと失業率】
2017年1月～2020年12月、月次



テーパリングの開始時期は2022年か

新型コロナウイルスワクチンの接種開始や追加経済対策の成立など、景気の先行きに対して明るい兆しもみられる。しかし、パウエルFRB議長が金融緩和の継続姿勢を鮮明に打ち出している背景には、2013年5月のテーパータントラム（市場のかんしゃく）のような事態を避ける狙いがあったと考えられる。当時、バーナンキFRB議長が量的金融緩和の縮小の可能性を示唆した際、株価や債券の急落、新興国からの資本逃避が懸念され、金融市場が混乱に見舞われた。

パウエルFRB議長は12月の会合以降、「テーパリング開始に関して積極的に検討するかなり前から、きわめて明確に意思伝達する」と言及しており、景気が順調に回復した場合でも2022年にずれ込む可能性が高いだろう。

※上記は過去の実績であり、将来の動向を示唆・保証するものではありません。

※上記は作成日時点の弊社の見解であり、今後、予告なく変更することがあります。

投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等値動きのある証券に投資をしますので、これら組み入れ資産の価格下落等や外国証券に投資する場合には為替の変動により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

投資信託は、預貯金や保険と異なります。また、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。個別の投資信託毎にリスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

投資信託に係る費用について

- 購入時に直接ご負担いただく費用・・・購入時手数料 上限3.3% (税込)
 - 換金時に直接ご負担いただく費用・・・信託財産留保額 上限0.5%
 - 保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 年率上限2.035% (税込)
※ファンド・オブ・ファンズでは、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の運用管理費用等を別途ご負担いただきます。
 - その他の費用・手数料・・・監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務等に要する諸費用等をファンドの信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。
- 詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

※お客さまにご負担いただく手数料等の合計金額については、お客さまの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

<ご注意>

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しています。費用の料率につきましては、東京海上アセットマネジメントが運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しています。費用の詳細につきましては、個別の投資信託毎の投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

投資信託にかかるリスクや費用は、投資信託毎に異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご確認ください。

東京海上アセットマネジメント株式会社

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

サービスデスク 0120-712-016

（土日祝日・年末年始を除く 9：00～17：00）

商号等：東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第361号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

- 当資料は、情報提供を目的として東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。